東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 紀要投稿規程

- 1. 本紀要は毎年度1回刊行する。刊行期日は3月末日とする。
- 2. 本紀要に第一執筆者として投稿できる者は本学教員に限る。共同研究者は、この限りではない。
- 3. 第一執筆者として投稿できる論文数は一人一編に限る。
- 4. 論文の種類は研究論文と報告とし、未公刊のもので完結したものに限る。
- 5. 人を対象とした研究の場合、学内研究倫理委員会の審査を経ていない原稿は、原則として受理しない。
- 6. 原稿は「執筆要領」に従って作成する。図や表などを含んで、1万6千字(提出原稿20枚相当)程度とする。
- 7. 提出する原稿は、オリジナル原稿とコピー2部の合計3部および電子ファイルとする。
- 8. 図や表などは、直ちに製版できるように作成し、本文とは別に番号順に一括する。(本文に挿入位置を指定する。特別な場合は縮尺を指定する)
- 9. 原稿の提出期限は、その年度の11月末日とする。
- 10. 原稿の提出先は、女子体育研究所内紀要編集部会とする。
- 11. 原稿の採否は紀要編集部会で決定する。
- 12. 原稿は返却しない。
- 13. 論文の別刷りは30部を進呈し、それを越える部数は著者負担とする。
- 14. 本紀要に掲載された論文は、東京女子体育大学学術機関リポジトリで公開される。
- 15. 本紀要に掲載された論文の著作権は、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学に帰属する。

附則

- 1. 本規程は昭和57年4月1日から施行する
- 2. 昭和61年 4月1日、一部改正
- 3. 平成 6年 6月1日、一部改正
- 4. 平成 8年11月6日、一部改正
- 5. 平成12年 4月1日、一部改正
- 6. 平成18年 3月1日、一部改正
- 7. 平成23年 4月1日、一部改正
- 8. 平成27年 4月1日、一部改正
- 9. 平成29年 4月1日、一部改正
- 10. 平成29年10月1日、一部改正